⑤　上記④において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア　資本面　当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ　人事面　当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、事業者が各業務における第三者への委託又は下請け人の使用については、事業契約書（案）に示す手続きにしたがうこととする。

⑥　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、応募者が提出する事業計画事項（施設の建設、維持管理及び運営その他の事業計画に関する事項をいう。）に関する資料（以下「第二次審査資料」という。）の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑦　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑧　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑨　上記⑧において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係　次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについて子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はｂについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ａ　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係　次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　代表企業、構成員、又は協力企業に共通の参加資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　１⑷①から③に掲げる業務のうち実施する業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記②の再認定を受けた者を除く。）。

④　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日建設省営管第124号）」（以下、「国交省措置要領」という。）、「内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領（平成13年６月19日施行）」（以下「内閣府措置要領」という。）又は「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等の契約に係る指名停止等について」（平成10年６月１日付け建設省営管第299号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤　国土交通省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社、株式会社昭和設計、みずほ総合研究所株式会社及び株式会社三菱地所設計並びに当該企業の協力事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所、西村あさひ法律事務所（当時西村ときわ法律事務所）、株式会社明野設備研究所、朝日航洋株式会社、株式会社ＮＨＫアイテック、株式会社中野積算及び三菱地所ビルマネジメント株式会社と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

⑥　入札説明書に定める有識者委員会及び「霞が関地区整備・活用有識者懇談会」の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

⑦　上記⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、上記⑴⑤に同じ。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、設計コンサルタント業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　設計企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても上記①及び②を満たしていること。

設計業務を分担する場合の「業務分野」の分類は、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成21年国土交通省告示第15号）における別添一（以下「告示別添一」という。）、第１項第一号及び第二号の業務において示される設計の種類で、次のアからエ及びオによること。ただし、応募者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えない。その場合は、新たに追加する業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任技術者の経歴を明確にすること。

ア　総合　建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計業務。

イ　構造　建築物の構造に関する設計業務。

ウ　電気設備　建築物の設備における電気設備に関する設計業務。

エ　機械設備　建築物の設備における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等設備に関する設計業務。

オ　積算　アからエに関する積算業務。

④　次のアからカまでに示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

また、③に示す業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、下記の⑤及び⑧の要件を満たしていなければならない。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ　建築主任担当技術者については、③ア「総合」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。